

令和5年

6月市議会定例会意見書案

議案会第1号	名豊道路（豊橋バイパス・豊橋東バイパス完全4車線化） 建設推進に関する意見書……………	3
議案会第2号	学校給食費の無償化を求める意見書……………	6
議案会第3号	設楽ダム建設事業の促進に関する意見書……………	9

議案会第1号

地方自治法第99条の規定により、名豊道路（豊橋バイパス・豊橋東バイパス完全4車線化）建設推進に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣に対し、意見書を提出する。

令和5年6月26日提出

提出者	豊橋市議会議員	伊藤哲朗
	同	穴戸秀樹
	同	山本賢太郎
	同	近藤修司
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	星野隆輝
	同	松崎正尚
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光

名豊道路（豊橋バイパス・豊橋東バイパス完全4車線化）建設推進
に関する意見書

名古屋市と豊橋市を結ぶ名豊道路は、自動車関連産業を核に、高度な産業集積を誇る我が国を代表するものづくり地域を貫き、港湾・空港等重要な拠点へのアクセス道路として交通・物流を支え、また、地域の安全・安心を確保し、連携・交流を促進するものです。東名並びに新東名高速道路をはじめとする国土軸への広域アクセス機能を持つ重要路線であり、我が国の経済成長に欠くことのできない道路であります。

「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム（中部ブロック版）」において、蒲郡バイパスの開通年次が令和6年度と示されました。全線開通された折には、さらなる物流効率化や防災機能の向上が見込まれると期待しております。

そのような中で、豊橋バイパス・豊橋東バイパスの暫定2車線区間では、現在でも通勤時の多大な交通量による渋滞が発生する等、生活・物流交通に支障を来しております。また、七根IC付近に立地する道の駅「とよはし」では、令和4年度約225万人が来場し、連日大変なにぎわいとなっており、蒲郡バイパスの開通により、さらなる交通量の増加による渋滞等が想定されます。また、豊橋三弥地区、豊橋東ICで工業用地の開発、分譲を行っておりますので、暫定2車線区間の早期4車線化はますます必要不可欠であると考えております。

よって、国におかれましては、広域アクセス機能を持つ道路として交通・物流を支え、地域の発展や経済成長に欠くことのできない名豊道路につきまして、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。


記

- 1 豊橋バイパス・豊橋東バイパスの暫定2車線区間の4車線化を早期に図られるよう必要十分な予算措置を講じ、計画的に推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣



あて

議案会第2号

地方自治法第99条の規定により、学校給食費の無償化に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官に対し、意見書を提出する。

令和5年6月26日提出

提出者	豊橋市議会議員	伊藤哲朗
	同	宍戸秀樹
	同	山本賢太郎
	同	近藤修司
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	星野隆輝
	同	松崎正尚
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光

学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食費につきましては、学校給食法第11条及び同法施行令により現在では一般的に保護者負担となっています。

近年、自治体独自に学校給食費の無償化が進められていますが、学校給食の運営にかかる施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来にわたり財政運営を圧迫する恐れがあります。

そして、近隣自治体間で保護者負担の格差が生じることは、地方自治に重大な影を落とすことが懸念されます。

義務教育は、居住地に関係なく日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠であり、昨今の自治体間格差を国の責任で解消すべきであります。

そして、時代の変遷により、学校給食費については、救貧政策から子育て支援政策に転換するべきとの世論もあります。よって、異次元の少子化対策の一つとして捉え、国の責任において財源の確保など、全ての自治体が学校給食費の無償化の実施ができるよう、国の政策として行うよう、下記について強く要望します。

記

- 1 全ての自治体で、学校給食において格差が生じることがないように、学校給食費無償化が実施できるように保護者負担分への財政措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月26日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

} あて

議案会第3号

地方自治法第99条の規定により、設楽ダム建設事業の促進に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣に対し、意見書を提出する。

令和5年6月26日提出

提出者 豊橋市議会議員 伊藤 哲 朗

同 宍戸 秀 樹

同 山 本 賢太郎

同 近 藤 修 司

同 尾 林 伸 治

同 星 野 隆 輝

同 坂 柳 泰 光

設楽ダム建設事業の促進に関する意見書

愛知県東三河地域は、豊橋市を含む8つの市町村で構成され、古くから豊川の水によって深く結びつき、上下流が一体となって発展してきた地域です。

豊川流域では、度重なる洪水被害に悩まされており、豊川放水路の整備や狭窄部の改修工事を実施していただきましたが、近年でも台風の大型化や近い所では6月2日に発生した線状降水帯による大雨被害で大規模水害が発生するなどさらなる災害への備えが必要です。

また、豊川利水地域は、全国有数の農業、工業地域である一方、水需給は逼迫しており、近年では令和元年5月に宇連ダムの貯水率が0%となるなど、これまで幾度となく大規模な渇水に見舞われ、住民生活や農業工業などの経済活動に大きな不安を与えてきました。

こうした中、繰り返される洪水氾濫から人々の暮らしを守るとともに恒久的・安定的な水の確保につながる設楽ダムの完成は豊川下流域の住民や自治体にとって長年の悲願であります。

設楽ダムは、昭和48年11月の設楽町への調査申入れから36年の歳月を経た平成21年2月に建設同意に至りました。長く続く設楽町民のご労苦を重く受け止め、愛知県とも協力し、水源地域の振興・発展に誠意を持って全力で取り組んでいるところです。

令和4年8月には、設楽ダム完成時期が8年延伸されることなどが決定されました。主な変更要因については、働き方改革をはじめとする社会的要因の変化や現地の調査結果に対応するものであり、やむを得ないものと受け止めておりますが、設楽ダム完成及び水源地域の住民の皆様への生活再建対策は豊川流域全体の持続的な発展並びに治水防災上なくてはならないものです。

よって、国におかれましては、以上の経緯を御賢察いただき、設楽ダムの早期完成と水源地域の一層の振興、並びに生活再建対策等の推進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 愛知県及び下流域自治体の総意によるダム建設であることをご賢察いただき、設楽ダムの早期完成と水源地域の振興を図ること

1 付替道路整備の早期整備をはじめとした水源地域の方々の生活再建対策を引き続き推進すること

1 安全で安心できる国土を保全するため、地方が必要とする治水事業を着実に推進できるよう、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保し、計画的に事業を推進するとともに、5か年加速化対策後も予算・財源を確保して継続的に取り組むこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月26日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} あて